

[事案 2020-273] 保険料返還請求

・令和3年8月5日 裁定終了

<事案の概要>

契約不成立に伴う保険料の返還がなされていないことを理由に、保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成19年1月に申し込みをした変額個人年金保険について、一時払保険料を支払ったが、契約する場合に必要な保険料額を下回っていたため、本契約は不成立となった。しかし、保険会社は当該保険料を返還していないため、支払った保険料を返してほしい。

<保険会社の主張>

当社は、申立人に対して保険料を返金しているため、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約申込時の経緯等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。